

消費税法 解答速報

第 76 回税理士試験 消費税法解答速報（令和 8 年 8 月 5 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1 （30 点）

(1)イ

1. 新たに内国法人を設立した場合

新設法人（※ 1）又は特定新規設立法人（※ 2）のその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

（※ 1） その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人をいう。

（※ 2） 新規設立法人のうち、次の要件をいずれも満たすものをいう。

イ その基準期間がない事業年度開始の日（以下「新設開始日」という。）において特定要件に該当すること。

ロ 特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者及びその他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者についてその新規設立法人の新設開始日の属する事業年度の基準期間相当期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額が 5 億円を超える場合又はその基準期間相当期間における総収入金額として一定の方法により計算した金額が 50 億円を超える場合。

2. 外国法人が国内で事業を開始した場合

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度については、基準期間がないものとみなして 1. の規定を適用する。

(1)ロ

新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その新設法人又は特定新規設立法人のその仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

したがって、設立 2 期目に税抜価格 150 万円の機械装置（調整対象固定資産）を購入した場合は、設立 4 期目までの各課税期間納税義務は免除されない。

(1)ハ

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間からその高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。したがって、設立 10 期目に高額特定資産の仕入れ等を行っているため、設立 12 期目までの各課税期間納税義務は免除されない。

(1)ニ

1. 相続があった場合の納税義務の免除の特例

① 相続があった年

その年において相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

イ 相続人の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること

ロ 被相続人の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えること

② 相続があった年の翌年以後

その年の前年又は前々年に相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

① 相続人の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること

② 相続人の基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人の基準期間における課税売上高との合計額が 1,000 万円を超えること

2. 相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人のその相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から 4 月を経過する日のいずれか早い日までの期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(2)

1. 消費税の納税義務者

① 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

② 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

2. 納税義務が成立する時期

納税義務は、課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時若しくは外国貨物の保税地域からの引取りの時に成立する。

問 2 (20 点)

(1)

売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者は、その売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（適格返還請求書）を交付しなければならない。ただし、その適格請求書発行事業者が行う事業の性質上その売上げに係る対価の返還等に際し適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合、その売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合その他の一定の場合は、この限りでない。

したがって、甲社から特段の申し出がなかったことを理由に適格返還請求書を交付しなかったことは誤りである。

(2)

① 金地金等の仕入れ等があった場合の納税義務の免除の特例

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における金地金等の課税仕入れを行った場合において、その課税期間中のその金地金等の仕入れの金額の合計額が高額である場合として一定の場合に該当するときは、その金地金等の仕入れを行った課税期間の翌課税期間からその金地金等の仕入れを行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

したがって、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの課税期間は納税義務が免除されない。

② 金地金等の仕入れ等があった場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、その事業者が金地金等の仕入れを行った場合の特例の規定に該当するときは、その金地金等の仕入れを行った課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。

この場合において、金地金等の仕入れを行った課税期間の初日からその仕入れの日までの間に簡易課税制度選択届出書をその納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その届出書の提出はなかったものとみなす。

したがって、令和 6 年 7 月 31 日に提出した簡易課税制度選択届出書は提出がなかったものとみなされ、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの課税期間は簡易課税制度が適用できない。

(3)

国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価についてそのデジタルプラットフォームを提供する事業者のうち国税庁長官の指定を受けた者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この消費税法の規定を適用する。

したがって、C 社が行うアプリの配信は特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされるため、C 社は当該取引について消費税の納税義務を負わない。

(4)

外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税の規定は、外国の大使館等又は大使等で国税庁長官の指定を受けた事業者から課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又はその課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けるものが、一定の証明書をその事業者に提示し、又は提出し、かつ、その資産又は役務の内容その他の事項を記載した書類をその事業者に提出する場合に適用される。

D 社は外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書を提出していないため、贈答品の譲渡について免税の適用を受けることはできない。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

